

令和 6 年度 市民文化祭中央公民館会場 概要

1 共通

- (1) 日頃の公民館での学習成果から逸脱し、特定の主義主張又は政治的思想、宗教的教義を市民に訴えるものや、特定の個人、団体を誹謗中傷のほか、営利活動等に結びつくような表現、行為は禁止とします。
- (2) 著作権法に抵触する内容はご遠慮ください。

2 展示部門

- (1) 展示部門の会場は、第 1・2 ホール、第 1 から第 5 学習室、調理自習室です。
なお、作品数によっては、会場を変更していただく場合があります。
- (2) 展示期間は、原則、全期間での展示とします。ただし、展示の内容上、品質が保てないもの（植物など）やその他止むを得ない事情のあるものは除きます。
- (2) 文化祭期間中は、各会場の当番を設置します。当番には来場者数の集計などを依頼する予定です。
なお、展示品の盗難や毀損等の事故につきまして、公民館は一切の責任を負いかねますことを、ご了承ください。
また、物品販売（展示会場での作品販売）を行う団体は、現金取扱者を設置してください（2名まで）。

3 発表部門

- (1) 発表部門の会場は、原則、コミュニティホールとなります。ただし、やむを得ない事情があり、他の会場を希望する場合は、中央公民館に相談してください。
なお、茶道体験については、希望により和室を会場とします。
- (2) 発表する際のマスク着用や発表者同士の間隔については、特段のルールは求めません。
- (3) 可動壁は閉切りとし、舞台やピアノの移動はできません
- (4) 原則、観客席の移動は認めません。
ただし、発表内容により観客席の移動が必要な場合（観客席を移動しないと発表ができない場合）は、各団体の持ち時間の中で移動と現状復帰（元の状態に戻す）をしてください。
なお、観客席の移動及び原状復帰については各団体で実施してください。
- (5) 発表者と観客席の間は 2 m 程度空けることとします。
- (6) ステージのサイズは、横 7.2m×縦 3.6m となります。
- (7) 発表時間は、1 団体あたり、準備片付けの時間を含まず（観客席の移動及び原状復帰は発表時間内に行うものとする）、最長 50 分間とします。
なお、今年度から、発表と発表の間に 10 分間の入れ替え時間を設けます。
※発表時間については、参加団体数などにより時間を短縮する可能性があります
- (8) 今年度から新たに、11 月 1 日（金）、2 日（土）、3 日（日）の 3 日間について、希望団体のいる場合は、午後 7 時まで発表時間を延長します。

4 その他

狭山市市民文化祭中央公民館会場のルールについては、第 1 回実行委員会で正式決定するため、内容が一部変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。